

○ 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）（抜粋）

第四章 緊急防除 (防除)

第十七条 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。ただし、森林病虫害等について、別に法律で定めるところにより防除が行われる場合は、この限りでない。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による防除を行うには、その三十日前までに次の事項を告示しなければならない。
 - 一 防除を行う区域及び期間
 - 二 有害動物又は有害植物の種類
 - 三 防除の内容
 - 四 その他防除の実施に関し必要な事項

(緊急防除実施基準)

第十七条の二 農林水産大臣は、前条第一項の規定による防除の対象となる有害動物又は有害植物のうち、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれが高く、かつ、行うべき防除の内容が明らかであると認められるものとして農林水産省令で定めるものについて、同項の規定による防除の実施に関する基準（以下この条において「緊急防除実施基準」という。）を定めることができる。

- 2 緊急防除実施基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 有害動物又は有害植物の種類
 - 二 有害動物又は有害植物の発生状況に関する調査の方法
 - 三 防除の内容
 - 四 その他防除の実施に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、緊急防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、緊急防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 農林水産大臣は、緊急防除実施基準に従って前条第一項の規定による防除を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の期間を十日まで短縮することができる。

○ 植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）（抜粋）

（緊急防除実施基準の対象）

第三十五条の十三 法第十七条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表九のとおりとする。

別表九（第三十五条の十三関係）

第一 有害動物
<i>Bactrocera cucurbitae</i> （ウリミバエ） <i>Bactrocera dorsalis</i> species complex（ミカンコミバエ種群） <i>Bactrocera tryoni</i> （クインスランドミバエ） <i>Ceratitis capitata</i> （チチュウカイミバエ） <i>Cydia pomonella</i> （コドリンガ） <i>Cylas formicarius</i> （アリモドキゾウムシ） <i>Euscepes postfasciatus</i> （イモゾウムシ）
第二 有害植物
<i>Candidatus Liberibacter africanus</i> （カンキツグリーニング病菌アフリカ型） <i>Candidatus Liberibacter americanus</i> （カンキツグリーニング病菌アメリカ型） <i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i> （カンキツグリーニング病菌アジア型） <i>Erwinia amylovora</i> （火傷病菌）